

## 令和2年度登米市一般会計決算における市町村交付金（社会保障財源化分） が充てられる社会保障施策に要する経費について

地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和2年度登米市一般会計決算における市町村交付金（社会保障財源化分）の社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 951,661 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 12,525,919 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】 （単位：千円）

事業名		経費	左の財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	社会福祉費	3,673,608	1,547,735	13,200	49,509	296,930	1,766,234
	児童福祉費	4,361,861	2,881,953	29,100	253,385	172,333	1,025,090
	生活保護費	849,779	586,566	0	14,311	35,822	213,080
	小計	8,885,248	5,016,254	42,300	317,205	505,085	3,004,404
社会保険	社会福祉費	1,504,055	441,873	0	0	152,869	909,313
	小計	1,504,055	441,873	0	0	152,869	909,313
保健衛生	保健衛生費	789,148	15,443	69,500	10,925	99,778	593,502
	病院費	1,347,468	0	0	0	193,929	1,153,539
	小計	2,136,616	15,443	69,500	10,925	293,707	1,747,041
合計		12,525,919	5,473,570	111,800	328,130	951,661	5,660,758

※1 地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当している。

※2 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費は、人件費及び事務費を除いた額とする。